

「多摩市自治基本条例改正案（素案）」に関するパブリックコメント実施要領

1 目的

本パブリックコメントは、多摩市自治基本条例で定める市民参画の機会を保障するとともに、市民から提出された意見等を考慮して「多摩市自治基本条例」の改正案を決定することを目的として実施します。

2 対象者

市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営む者又は活動する団体等（多摩市自治基本条例第3条で定義する「市民」等）

3 意見募集期間

令和5年12月18日（月曜日）から令和6年1月18日（木曜日）まで

4 閲覧資料

多摩市自治基本条例改正案（素案）

5 閲覧場所

- (1) 市役所3階企画課
- (2) 市役所第二庁舎1階行政資料室
- (3) 中央図書館
- (4) 多摩センター駅出張所
- (5) 永山公民館
- (6) 関戸公民館
- (7) 公式ホームページ

6 意見の提出方法・提出先

タイトル「多摩市自治基本条例改正案（素案）への意見」、氏名、住所及び意見を記入し、1月18日（木曜日）必着で以下のいずれかの方法により提出いただきます。

- (1) 公式ホームページのインターネット手続き
- (2) 行政資料室、中央図書館、多摩センター駅出張所、永山・関戸各公民館の意見投函箱へ投函
- (3) 市役所3階企画課へ直接持参又は郵送、ファクシミリ

※郵送の場合は、〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1 企画課宛に送付

※ファクシミリの場合は、042-337-7658へ送信後に要連絡

※インターネット手続きの場合、送信後4日以内に受領メールが届かないときは要連絡

7 意見の取扱い、公表方法

公平性を確保するため個別の対応はせず、意見募集期間の終了後、全ての意見について整理した上で、市の考え方を付したものを、令和6年3月頃に行政資料室及び多摩市公式ホームページ等で公表します。

※いただいたご意見は、氏名、住所を除き公表する場合があります。

8 その他必要な事項

- (1) 意見募集期間中、本件に関する「市政への提言」などは、パブリックコメントとして取り扱い、原則として個別回答はしません。
- (2) 電話、口頭での意見は、パブリックコメントとして取り扱いません。